

金沢地方裁判所本庁・七尾支部の売却スケジュールでは、

令和2年6月入札開始分から制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年6月入札開始分から入札時に

下記の各書面の提出が入札書毎に必要になりました。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

金沢地方裁判所 執行官室 ☎076-262-4745 / 七尾支部 執行官室 ☎0767-52-4607

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月19日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 谷 口 彰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 7日 午前 8時30分から 令和 8年 1月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月21日 午前10時00分 場 所 金沢地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 4日 午前 9時45分 場 所 金沢地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 1月22日 午前10時00分から 令和 8年 1月22日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月19日から当庁競売物件閲覧室に備え置きます。
入札がなかった場合、特別売却を実施します(特別売却の受付は、期間中、午前10時から午後3時まで)。



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6, 190, 000 4, 952, 000	一括	1, 238, 000	17, 618	22, 974
1	3, 090, 000				
2	3, 100, 000				



11

物 件 目 録

1 所 在 河北郡津幡町字太田ろ
地 番 178番2
地 目 宅地
地 積 187.00平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 河北郡津幡町字太田ろ 178番地2
家屋 番号 178番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 49.07平方メートル
2階 50.12平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7年10月20日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 谷 口 彰

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありせんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 河北郡津幡町字太田ろ
地 番 178番2
地 目 宅地
地 積 187.00平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 河北郡津幡町字太田ろ 178番地2
家屋 番号 178番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 49.07平方メートル
2階 50.12平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



令和7年(ケ)第28号
令和7年8月27日受理
令和7年10月**16**日提出

現況調査報告書

金沢地方裁判所

執行官 角 谷 浩 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 河北郡津幡町字太田ろ

地 番 178 番 2

地 目 宅地

地 積 187.00 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 河北郡津幡町字太田ろ 178 番地 2

家屋 番号 178 番 2

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 49.07 平方メートル

2 階 50.12 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 本件土地建物（物件 1、2）について

- ・ 玄関ポーチ内の支柱の根元の鉄筋が錆びて、表面のコンクリート部分が割れている。
- ・ 玄関から入ると、室内から下水のような臭いが感じられる。
- ・ 1 階のリビング・ダイニング内のコンセントの蓋が外れている。
- ・ 1 階に物干場（工作物）あり。
- ・ 2 階の北側洋室内の壁（クロス）の一部に剥がれあり。
- ・ 屋根上に太陽熱温水器（朝日ソーラー）の設置あり。
- ・ カーポート（工作物）あり。
- ・ 仮設物置あり。
- ・ 無線用電柱あり。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (申立人代理人)	1 私は、本件申立人の代理人弁護士です。本件物件は、元夫婦であった申立人と相手方の共有名義の物件です。 2 本件物件には、現在は誰も居住していないはずだと思います。 3 屋根の上に設置された温水用設備は、居住していた当時は稼働していたようですが、現在も稼働するかどうかは不明とのことです。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年8月29日(金)	執行官室(郵便)	津幡町役場税務課へ家屋平面図取寄依頼(切手110円×2)
7年9月 3日(水) 8:50-9:00	物件所在地	不在、物件外観確認、写真撮影
7年9月 5日(金)	執行官室(電話)	申立人代理人に立入調査日通知、占有関係等聴取
7年9月12日(金) 8:55-9:15	法務局(本局)	不動産登記事項証明書・公図等取寄
7年9月24日(水) 10:10-11:12	物件所在地	不在、物件現況調査、写真撮影、評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

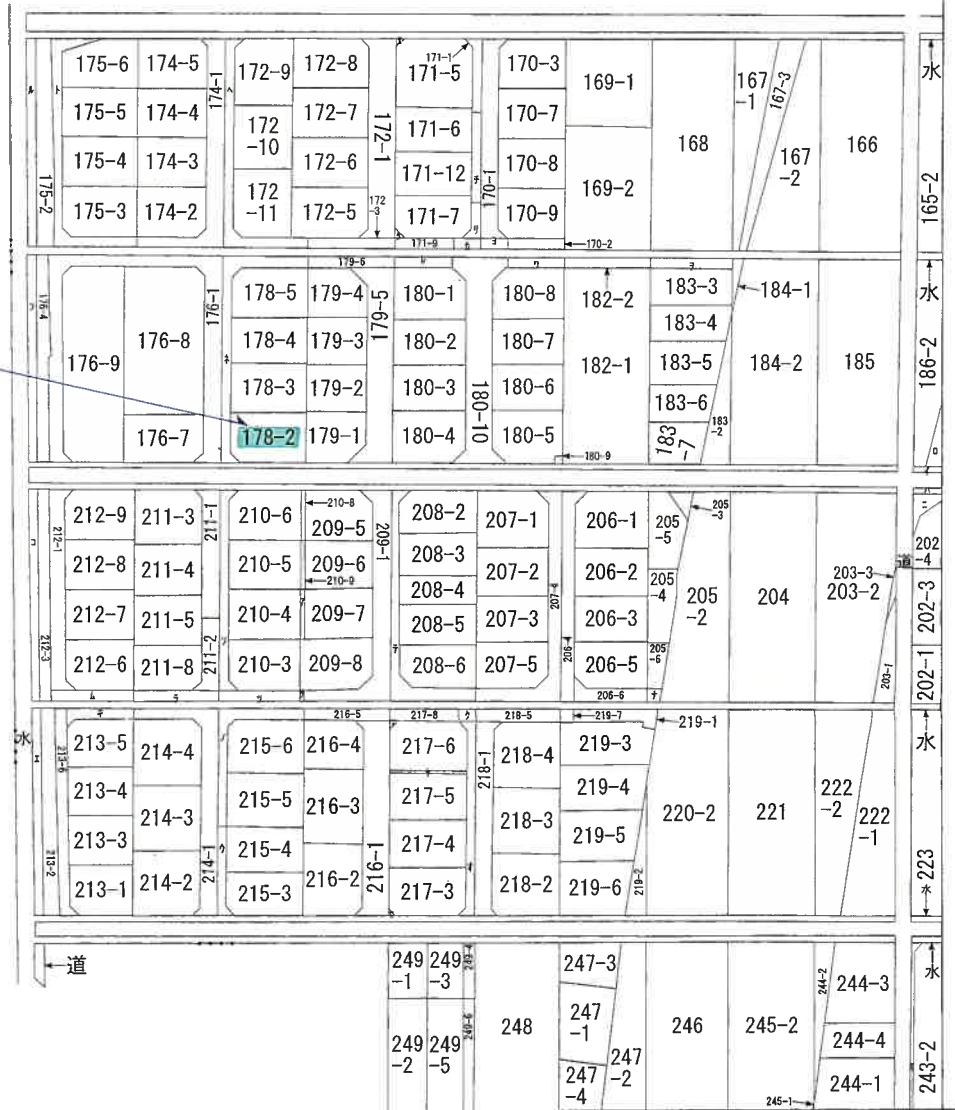
☒ 令和7年9月24日
目的物件は不在であったので、立会人Dを立ち会わせ、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件 1



地番区域見出
字太田ろ

請求部	所在	河北郡津幡町字太田ろ				地番	178番2		
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)		補記事項	方位不明	

ヲ 183-1
ワ 180-12
カ 171-13
コ 170-10
タ 171-8
レ 180-11
ソ 210-1
ツ 210-2
ネ 178-1
ナ 205-1
ラ 211-7
ム 212-5
ウ 215-1
ノ 215-2
オ 217-1
ク 217-10
ヤ 217-2
マ 217-7
ケ 217-9
フ 道
コ 道
エ 道
テ 208-1
ア 210-10
サ 210-7
キ 213-7

地積測量圖

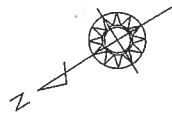
河北郡津幡町字太田ろ

178-2~178-5

土地の所在

地 址 ④ 178-2

地 带	⑤ 178-2	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
NO. 1	466	197.992	9.257	13.406	2118.040752
2	464	150.043	22.034	18.661	2799.952423
3	516	159.408	27.318	-8.561	-1364.651898
4	517	168.461	13.473	-19.390	-3249.612590
5	463	160.746	8.628	-4.216	-677.705136
				合 计	-374.016539
				面 积	187.0082695
				坡 度	187.°



水 路

脚 ⑤ 178-3

NO.	坑 蓋	① 178-3	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n)$
617			168.461	13.473	8.957	1441.520777
616			159.408	27.918	20.323	3235.648784
713			166.783	33.786	-8.557	-1444.327473
714			177.837	19.361	-20.323	-3614.181351
				合計		-377.339263
				面積		188.6596315

地 點	◎ 178-4
-----	---------

地番	NO.	$\odot 178-4$	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
	713		168.769	33.796	19.695	3368.057155
	714		177.512	29.256	-8.962	-1590.862644
	715		172.837	24.834	-19.895	-3711.432145
	714		177.837	19.361	8.962	1593.775194
				合計		-950.452940
				面積		175.2317160
				係數		175.23

地番	③	178-5
----	---	-------

地 带	③ 178-5	$\bar{Y}_n$	$\bar{Y}_{n+1}-\bar{Y}_n$	$\bar{Y}_{n+1}$	$X_n \cdot (\bar{Y}_{n+1}-\bar{Y}_n)$
NO. 1		186.551	24.834	9.520	1775.955320
	716				3615.386304
	715	177.512	39.256	29.367	-1262.051318
	576	187.006	45.201	-6.753	-3015.458430
	457	194.986	32.503	-15.465	-1490.562178
	459	194.362	29.735	-7.659	-977.519762
			合 計	面 積	188.7598810
			面 積	面 積	1.00

地番	④ 178-1	残地
公建	合計面積	126.3310480
856	739.6689520	126.3310480
	441 394	126.3310480

筆 界	境界標の種類
463. 466. 464. 457. 459 716. 714. 617	金 属 標
616. 713. 715. 576. 597	鉅

作者

平成5年1月25日作製)

申請人

$$\frac{1}{250}$$

(石川県土地家屋調査士会用紙)

5.2.60

9601171

各階平面図

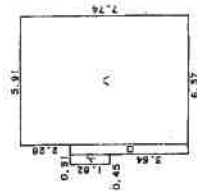
建物図面

178-2

家屋番号

建物の所在
河北郡建幡町宇太田ろ178番地2

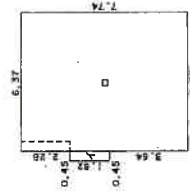
1 階



求積表

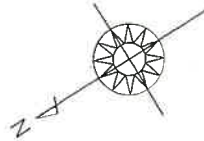
イ	1.82 X 0.45	=	0.8190
ロ	5.46 X 0.46	=	2.5116
ハ	7.74 X 5.91	=	45.7434
合計			49.0740
床面積			49.07 ㎡

2 階



求積表

イ	1.82 X 0.45	=	0.8190
ロ	7.74 X 5.37	=	49.3038
合計			50.1228
床面積			50.12 ㎡



製作者

年月日 (作成)

縮尺 1/250

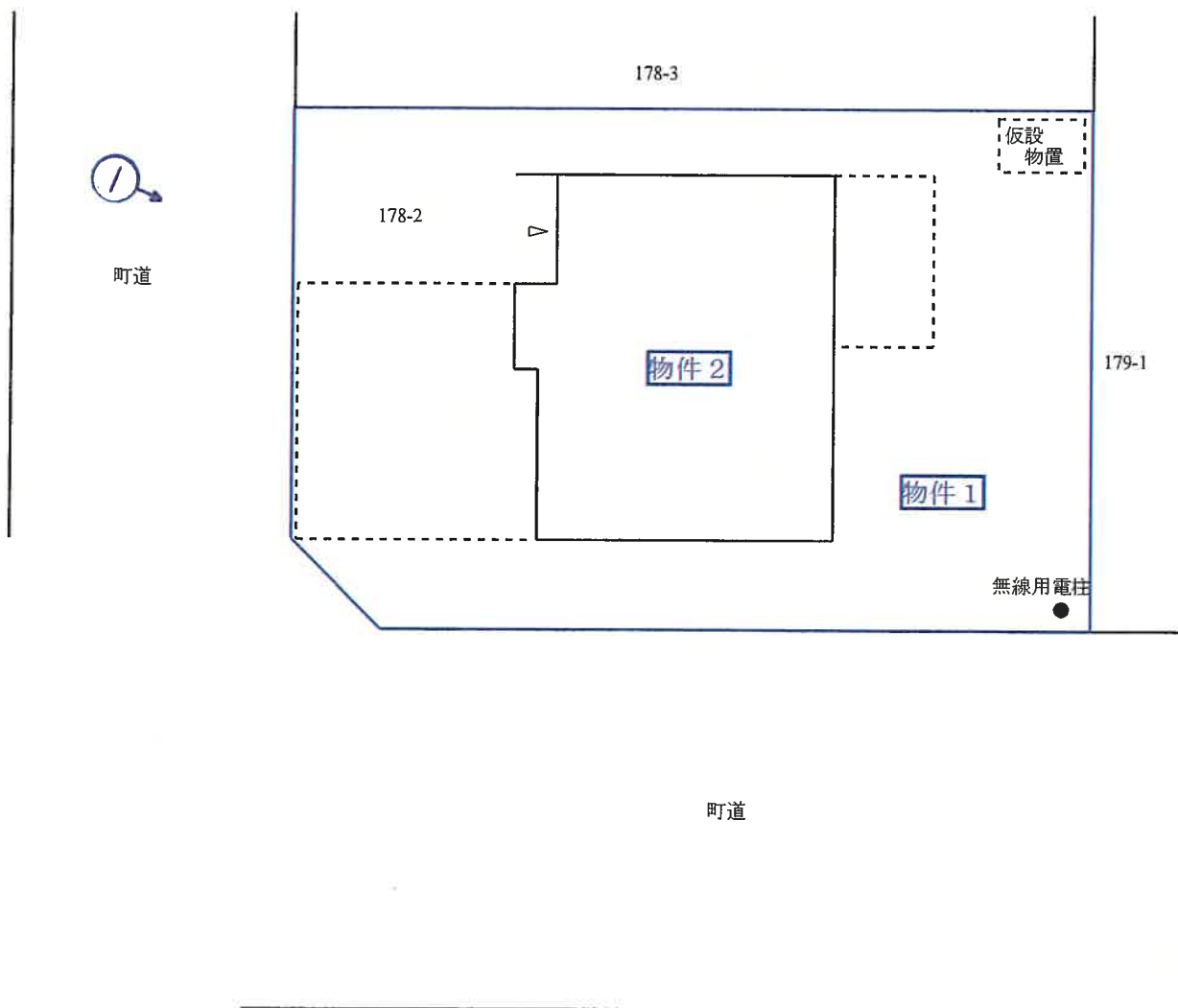
申請人

縮尺

1/500

5.7.13

土地建物位置関係図

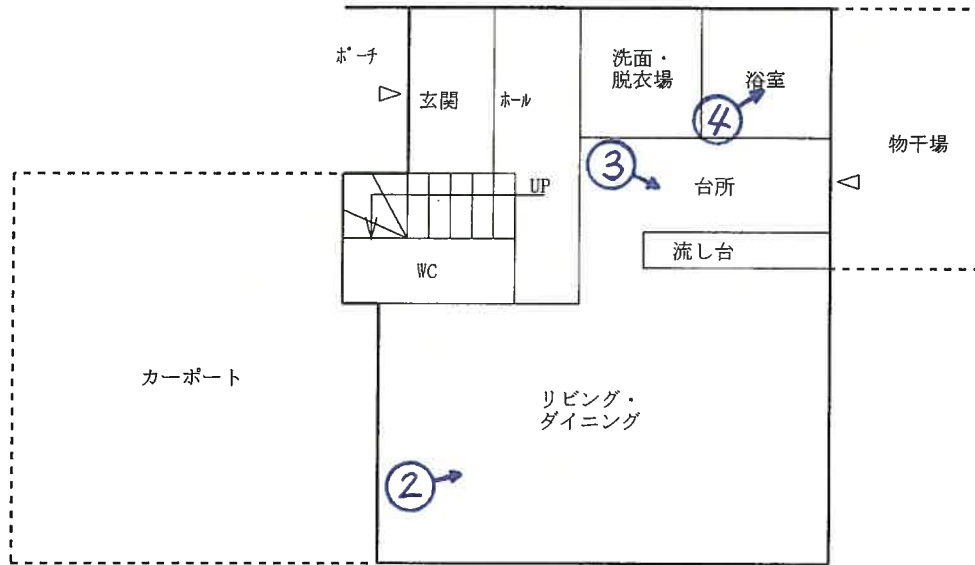


写真撮影の位置・方向
及びその番号を示す

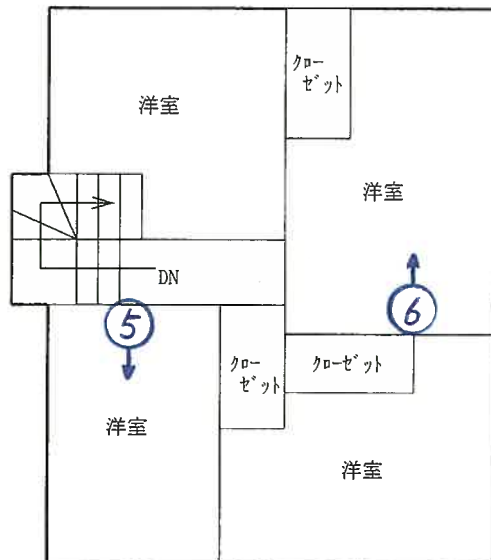
建物間取図

物件 2

1 階



2 階



写真撮影の位置・方向
及びその番号を示す

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



令和 7 年 (ケ) 第 28 号
令和 7 年 9 月 24 日 現地調査
令和 7 年 10 月 14 日 評 価

金沢地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

河 畑 靖 宏 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金6,190,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金3,090,000 円
物件 2 (建物)	金3,100,000 円

- ① 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記録と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	河北郡津幡町字太田ろ 1 7 8 番 2 宅地 187.00m ²	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	河北郡津幡町字太田ろ 1 7 8 番地 2 1 7 8 番 2 居宅 木造スレート葺 2 階建 1 階 : 49.07m ² 2 階 : 50.12m ² 延床面積 : 99.19m ²	
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件 1)

位 置 ・ 交 通	IRいしかわ鉄道「津幡」駅の南西方・道路距離約1.8km 最寄バス停「新太田」の北西方・約900m（徒歩約12分） （別添「位置図」参照）						
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域						
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域					
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域					
	建 ぺ い 率	50%					
	容 積 率	80%					
	防 火 規 制	－					
	そ の 他 の 規 制	－					
画 地 条 件 等	規 模	187.00㎡					
	形 状	ほぼ長方形					
	間口：奥行	約11m		： 約17m			
	そ の 他	－					
接面道路の状況	接面方位	幅員（m）	道路種類	建築基準法上の道路	高低差（対道路）	介在公共物等	セットバック
	北西	約6	町道	該当	ほぼ等高	－	－
	南西	約8	町道	該当	ほぼ等高	－	－
土 地 の 利 用 状 況 等	「土地建物位置関係図」のとおり。						
供 給 処 理 施 設	上 水 道： あり ガス配管： なし 下 水 道： あり ＜注＞ 供給処理施設における「あり」とは敷地内までの引込がある状態をいう。「なし」とは敷地内までの引き込みがない状態をいう。「不明」とは役場等での確認事項に疑義がある場合等をいう。 なお、供給処理施設については、地下埋設管ルートを目視できず、詳細が不明であるため、別途工事費等が必要となる場合がある。						
土 壌 汚 染 等	過去の土地利用状況を閉鎖登記簿、古住宅地図等から調査した結果、土壌汚染のおそれがある用途で使用された痕跡は認められなかった。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。						
特 記 事 項	特になし						

2 建物の概況及び利用状況

(物件 2)

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記録） 平成 5 年 7 月 11 日新築 経過年数 約32 年 経済的残存耐用年数 約5 年
仕 様	構 造： 木造 屋 根： スレート葺 外 壁： サイジングボード 内 壁： ビニールクロス、タイル等 天 井： ビニールクロス、バスリブ等 床 ： フローリング、クッションフロア、タイル等 設 備： 電気・給排水・衛生 その他： ソーラー給湯
床面積（現況）	「第3 目的物件」記載のとおり。
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 「建物間取図」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	①1階リビングのコンセントが破損している。 ②下水道の臭いのような異臭がする ③トイレの洋式便器の床との境目をガムテープで補修してある。 ④ポーチの屋根を支える柱の根本部分は、内部の鉄筋が錆びることで表面のコンクリートが割れている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	49,600	1.03	187.00	0.90	8,590,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示地 津幡-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $43,800 \text{ 円/㎡} \times 102 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 90 \div 49,600 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : なし

◇ 地 域 格 差 : 交通・接近条件、環境条件等

イ 個別格差 : 角地

ウ 面 積 : 登記面積による。

エ 建付減価補正率 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	160,000	99.19	0.11	1,740,000

ウ 現価率

・ 経過年数 32年、経済的残存耐用年数 5年、残価率 0%、観察減価 (形式の旧式化等 -20%)
 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = $\{ 1 - (1 - \text{残価率}0\%) \times \text{経過年数}32\text{年} \div (\text{経過年数}32\text{年} + \text{経済的残存年数}5\text{年}) \}$
 $\times (1 - 0.2) \div 0.11$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	8,590,000	0.40	法定地上権	3,430,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	8,590,000	-3,430,000	1.0	1.0	0.6	3,090,000
2	1,740,000	3,430,000	1.0	1.0	0.6	3,100,000
一括価格 (合計)						6,190,000

ウ 占有減価修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

地 価 公 示 地 : 津幡一 1
所 在 : 河北郡津幡町字潟端 4 9 6 番 9
価 格 : 43,800 円 / m²
位 置 : I R いしかわ鉄道「津幡」駅から南西方へ道路距離で約 1.8km
価 格 時 点 : 令和 7 年 1 月 1 日
地 積 : 221m²
供 給 処 理 施 設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 西側 6 m 町道に接面
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域・第 1 種低層住居専用地域 (50%・80%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中にアパート等も見られる住宅地域

第7 付属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 ~~住宅明細図写~~
- 3 土地公図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 建物間取図
- 7 現況写真

－以上－

対象不動産位置図

河北潟干拓地



津幡大橋

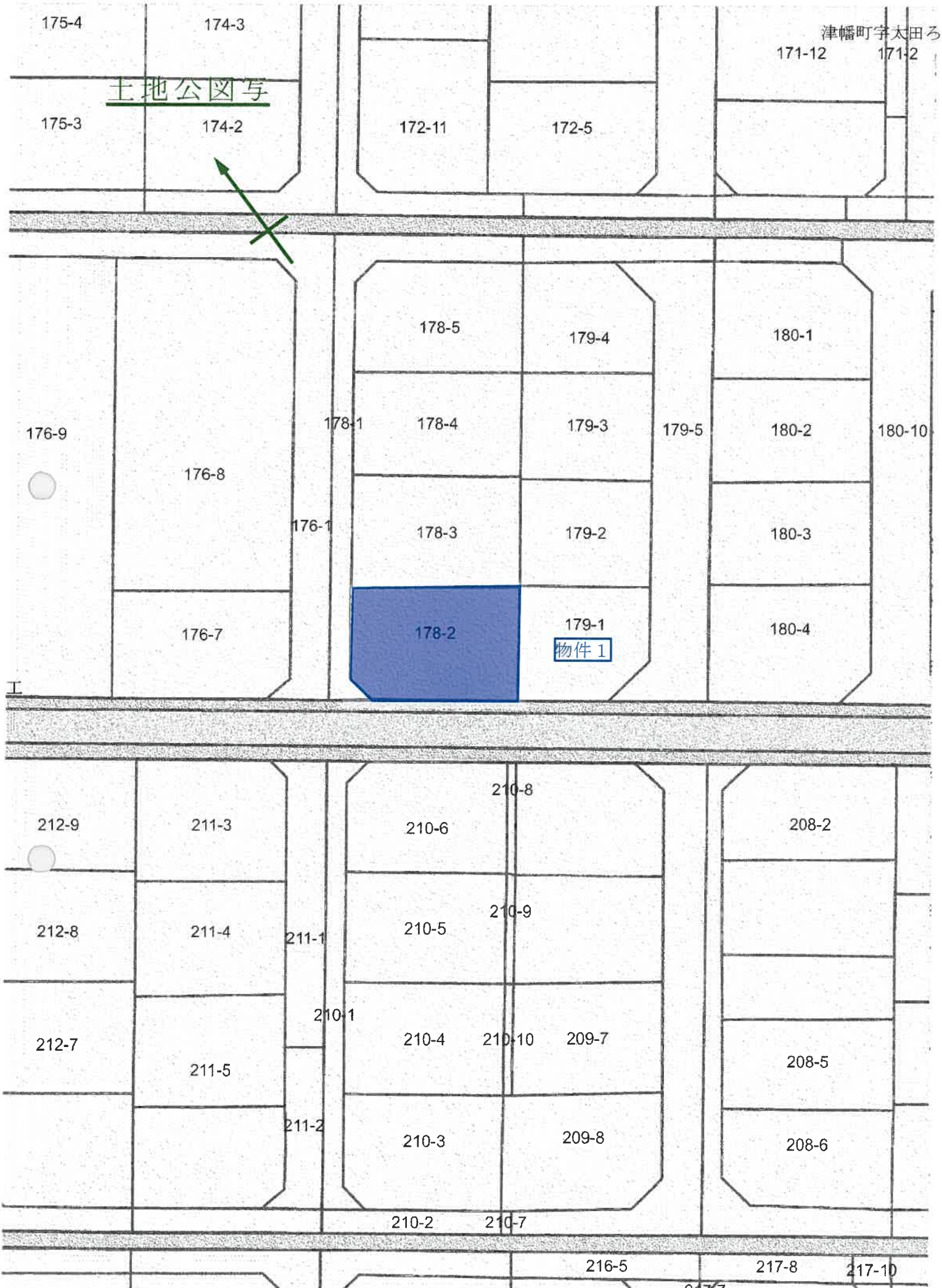
津幡町

金沢市

公示地 津幡一 1

物件 1・2



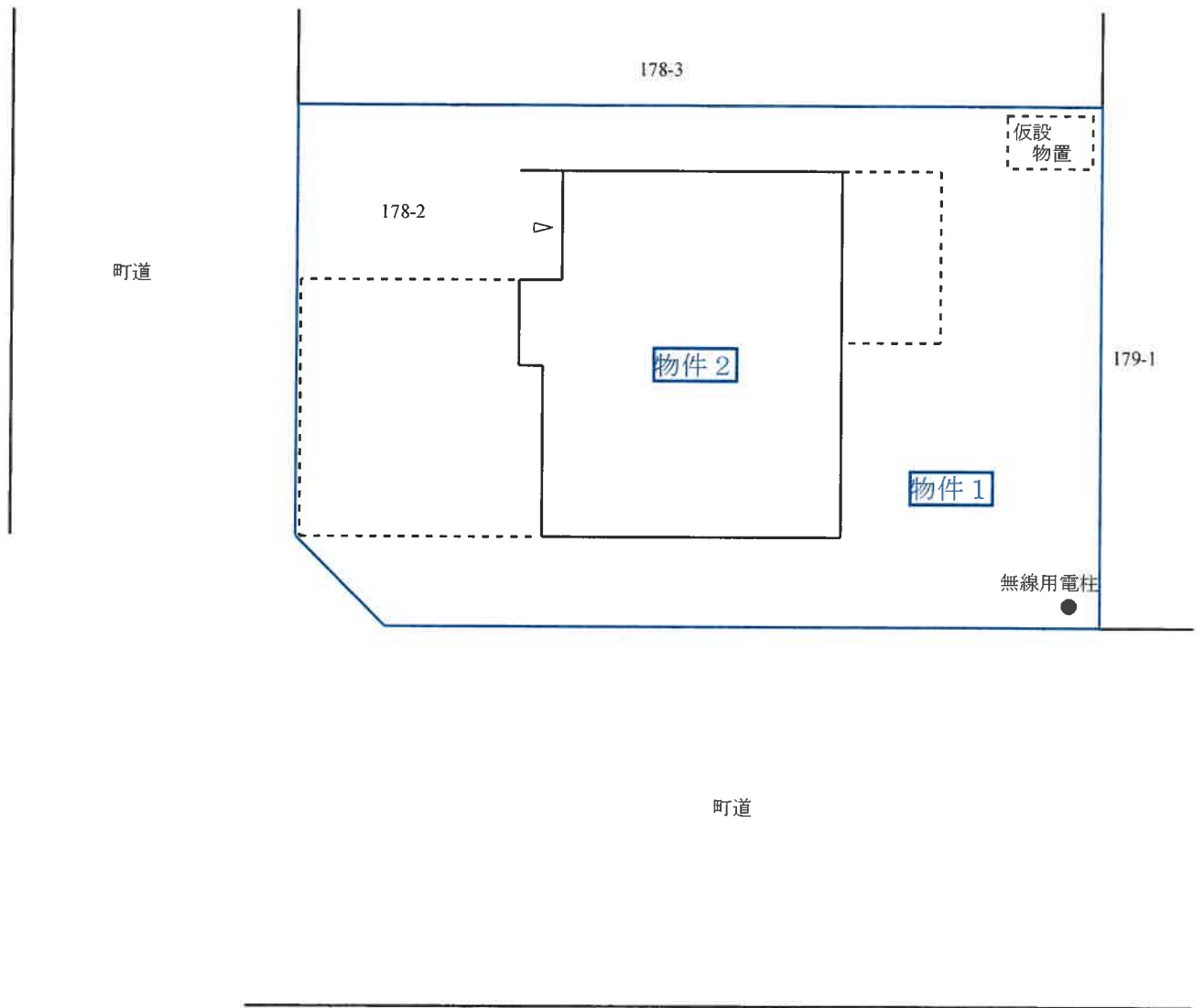


津幡町字太田ろ

土地公図写

物件 1

土地建物位置関係図



家 庭 番 号 178-2

建物の所在
河北郡津幡町字太田ろ178番地2

陸 1

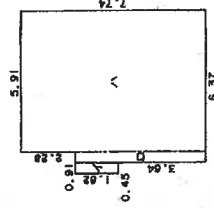
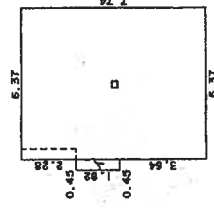


表 續 六

イ	1.82 X	0.45	=	0.8190
ロ	5.46 X	0.46	=	2.5116
ハ	7.74 X	5.91	=	45.7434
合計				49.0740
床面積				49.07㎡

25

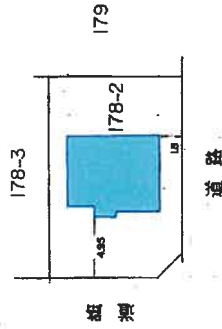
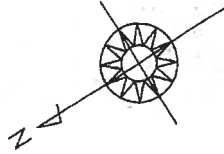


求積表

イ	1.82 X 0.45	=	0.8190
ロ	7.74 X 6.37	=	49.3038
		合計	50.1228
		床面積	50.12㎡

B4をA4に縮小

物件 2



作者

申請人

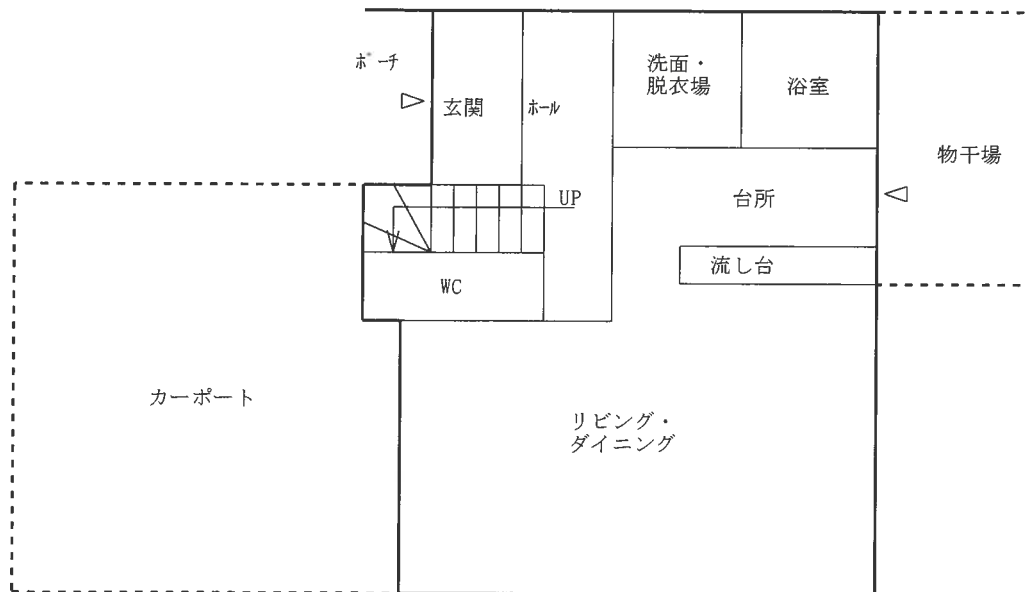
縮尺 $\frac{1}{250}$

縮尺 1/500

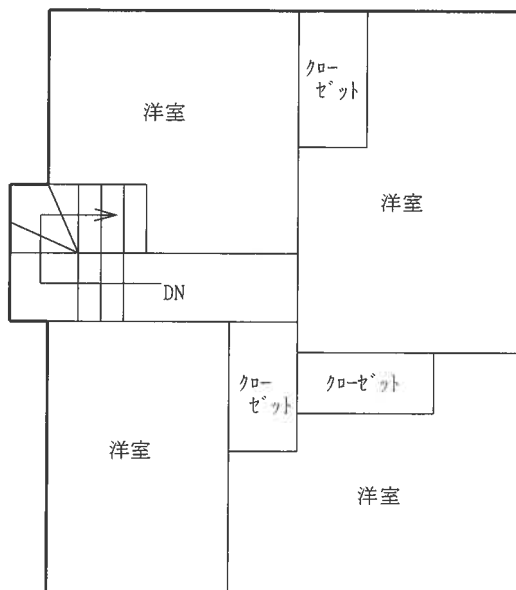
建物間取図

物件2

1 階



2 階



写真

物件 2



物件 2

